

分担金・拠出金の名称	ハイレベル政治フォーラム拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	13,952千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	本拠出金は、複数の多数国間環境条約事務局等に拠出。	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 本拠出金は、多数国間環境条約の事務局等への拠出により、各条約の締約国会議(COP)や関連会合、能力開発セミナー等の開催及びその他の個別プロジェクトの実施を支援し、特に途上国による多数国間環境条約の遵守及び実施等を促進することを目的としている。2016年度は、気候変動枠組条約事務局(特別作業部会開催支援)、ラムサール条約事務局(小規模プロジェクト支援)、ワシントン条約(CITES)事務局(象密猟監視プロジェクト支援)、国連経済社会局(「持続可能な開発目標(SDGs)14実施支援国連会議」開催支援)に拠出した。</p> <p>(2)拠出に当たったの成果目標 COP・関連会合の開催や個別プロジェクトの実施を支援することにより、途上国における多数国間環境条約の遵守及び実施等を促進する。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・本拠出金は、多数国間環境条約の事務局等への拠出により、各条約のCOPや関連会合、能力開発セミナー等の開催及びその他の個別プロジェクトの実施を支援し、特に途上国による多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進を目的としている。拠出先機関プロジェクト等の選択に際しては、当該機関の国際的な影響力及びプロジェクト効果等も含め、検討している。</p> <p>・2016年度は、SDGsの達成に大きく寄与する事業を選択の上、拠出を行った。具体的には、CITES事務局実施の象密猟監視プロジェクト支援(SDG15(陸上資源)関連:ジンバブエの世界遺産サイト内で密猟監視をするレンジャー用の拠点を整備するもので、現在、プロジェクト進行中)、ラムサール条約事務局実施の小規模プロジェクト支援(SDG15:中央アジア、ラムサール地域イニシアティブの活動支援)、国連気候変動枠組条約に関する特別作業部会開催支援(SDG13(気候変動):2016年5月16日～26日、ドイツ・ボンにおいて開催された国連気候変動枠組条約の下での「パリ協定特別作業部会(APA)」第1回会合への支援)、SDG14(海洋資源)実施支援国連会議開催支援(SDG14:2017年6月5日～9日、ニューヨークの国連本部において開催され、持続可能な海洋の保全と持続可能な利用について議論された。)を実施し、SDGsに関係する取組の推進に貢献した。</p> <p>・本拠出金は、多数国間環境条約事務局や国際機関等と協議の上、我が国として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するものである。プロジェクト等のニーズ及び効果に係る我が国の政策的判断により、拠出先は毎年度変更され得るが、各拠出対象のプロジェクト等の選択に際しては、上記の目的に沿ったものとなるものを選定し、実施に際しても、上記目的が適切に反映されるように働きかけを行っている。例えば、上記の2016年度に拠出したCITES事務局が実施する象密猟監視プロジェクト支援では、近年、国際社会におけるアフリカゾウの密猟対策及び一層の保護に関心が高まっていることも踏まえ、CITES事務局と協議し、ニーズを確認の上、ジンバブエにおける密猟監視を行うレンジャーの拠点整備プロジェクトの実施を支援している。</p>			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・本拠出金は、多数国間環境条約事務局や国際機関等と協議の上、我が国として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するものであり、プロジェクト等のニーズ及び効果に係る我が国の政策的判断により、拠出先は毎年度変更され得るが、我が国は、各プロジェクト等が効率的かつ適正に実施されるよう、実施状況のフォローに努めている。また、予算の執行も適切に行われるよう働きかけを行っている。</p> <p>・実施された案件については、各拠出先の条約事務局や国際機関等における会計等の手続に基づいて、事業実施報告・財務報告の提出が行われており、昨年度実施の案件も含め、これまで特段の問題は生じていない。</p>			
II 当該機関等	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<p>・多数国間環境条約の遵守及び実施の推進に関し、途上国からのCOPや関連会合等への参加、途上国の能力開発等に対し、会議での発言力の確保や途上国への支援拡大の観点から、多くの先進国が拠出を行っているところ、COPにおける我が国の発言力や影響力を確保する上では、我が国も本拠出を行うことは重要。</p> <p>・本拠出金は、多数国間環境条約事務局や国際機関等と協議の上、我が国として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するものである。プロジェクト等のニーズ及び効果に係る我が国の政策的判断により、拠出先は毎年度変更され得るが、主に、我が国が直接的な事業を効果的・効率的に実施することが困難な事項、当該条約事務局等の中立性、信頼性等に鑑み当該事務局を活用した方が効果的と考えられる拠出先機関実施プロジェクト等を選択している。また、当該条約事務局等による各プロジェクト等の採択に際しては、我が国の方針が適切に反映されるように働きかけを行っている。</p> <p>・各プロジェクト等は比較的小規模ながらも、いずれも我が国の政策判断に基づき支援を決定してきており、更に、受益する途上国及び当該国際機関からは支援に対する謝意や更なる拠出に対する強い期待が表明される等、我が国の発言力の確保に繋がっていると判断される。</p>			

と日本との関係について	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>・2016年度実施案件の主な拠出先の一つとして気候変動枠組条約事務局の例を挙げれば以下のとおり。 気候変動枠組条約事務局: 8名(専門職以上, 2015年度8名)同事務局における意思決定に関する幹部クラス(Dレベル相当以上)は在籍していない。同事務局の専門職以上の職員に占める日本人職員(専門職以上)の割合は3.3%である(2016年現在)。前年同期比の日本人職員数は, 7人から8人で推移している。</p> <p>・本拠出金は, 多数国間環境条約事務局や国際機関等と協議の上, 我が国として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するものである。プロジェクト等のニーズ及び効果に係る我が国の政策的判断により, 拠出先は毎年度変更され得るため, 本件拠出の文脈において, 特定の国際機関における日本人職員の採用・登用についての継続的な働きかけは行っていない。</p>
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>PLAN: 我が国の関連政策(「経済財政運営と改革の基本方針2016について」)等に照らしつつ, 予算要求。 DO: 実施案件を決定の上, 案件ごとに多数国間環境条約事務局や国際機関等に予算拠出。条約事務局や国際機関等との協議等を通じ, 活動をモニタリング。 CHECK: 実施案件毎の事業報告書, 会計報告書等により成果を評価。 ACT: 実施案件ごとに条約事務局や国際機関等との協議等を通じ, 必要に応じて改善を提言。</p>
<p>担当課室名</p>	<p>地球環境課</p>	